

別府市親亡き後等の問題解決策検討委員会（第13回） 会議録

- 1 日 時 平成28年6月21日（金）10時00分～12時00分
- 2 場 所 別府市役所4F農業委員会室
- 3 出席者
  - (1) 委 員 石原委員、大久保委員、河野委員、河村委員、田中委員、大野（有）委員、濱本委員、古川委員、松永委員、矢野委員、大野（光）委員（11名）
  - (2) 事務局 岩尾障害福祉課長、加藤障害福祉課参事、甲斐主任
- 4 議 題  
報告書について
- 5 配布資料
  - 資料1 別府市親亡き後等の問題解決策検討委員会（第12回）会議録
  - 資料2 報告書案の主な修正点について
  - 資料3 「別府市親亡き後等の問題」解決策検討結果報告書（案）
- 6 議事概要
  - (1) 報告書の内容について
    - ① 「第1章 「親亡き後等の問題」を構成する課題」について
      - 図1、図2、図3は、色が濃くて見にくいので、見やすい色に変更したほうがよい。
      - 「保護者」という表現を多く使っているが、定義がない。「親や祖母、兄弟、配偶者、子などの身内で障がいのある人の支援を行う人」といった表現で、定義したほうがよい。
      - 「保護者に代わり支援を行う存在」の「存在」は、「人」などの表現のほうがよい。
    - ② 「第2章 各課題の分析」（「2 課題2 居住の場」）について
      - 「グループホーム」について、「生活介護施設との一体化により重度障がいのある人の入居も期待できる」という記載があるが、グループホームと生活介護施設は同一敷地内に設置することができないなどの法的な制約があると思う。
      - 「一体化」ということについては、同一敷地内ということではな

く、場所が離れていても可能な部分について機能上の連携を行うという事でよいのではないか。

- 「障害者支援施設」については、「地域で生活することが困難な障がいのある人について、主に夜間の入浴、排せつ及び食事等の介護や、日常生活上の相談支援を行う施設である」と記載されているが、この説明は、「施設入所支援」のことなので、「障害者支援施設における施設入所支援」という表現に変えたほうがよい。

- ③ 「第3章 「親亡き後等の問題」解決のための施策について」について

「施策9 就労継続支援B型事業所間の連携強化を図るための支援」は、実現までの期間は「中期」（3～5年）となっているが、「短期」（1～2年）でできるのではないか。

- (2) 市長への報告の方法について

市長への報告は、7月前半を予定している。参加できる委員は参加する。